

日本経営実務法学会

経営実務法研究

第13号 括刷

現代イギリスの法事情 — 革新と保守の対立を中心にして —

平 田 勇 人

現代イギリスの法事情

—革新と保守の対立を中心にして—

朝日大学大学院法学研究科 教授 平 田 勇 人

I はじめに

2009年はケンブリッジ大学創立800年にあたり、またイギリスに最高裁判所が設置された記念すべき年でもある。私はこの重要な年に、ケンブリッジ大学法學部から招聘されて研究する機会に恵まれた。折しも、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」(ウーン売買条約、CISG)が2009年8月1日から日本において発効し、今後、国際取引において CISG はますますその重要性を増すといわれている中で、なぜ EU に属する先進国イギリスがまだ CISG に加盟しないのか。こうした革新と保守の狭間で揺れる現代イギリスの法事情を紹介するのが本稿の目的である。以下において、第Ⅱ章で改革の側面（特に最高裁設置）を取り上げる。第Ⅲ章では保守的側面から、なぜイギリスが CISG を批准しないのかについて考察したい。そして、こうした考察を通して、革新と保守の狭間で揺れ動く現代イギリスの法事情を明らかにしていきたい。

II イギリスにおける裁判所等の改革

1. イギリスの裁判所組織

イギリス連合王国 (United Kingdom) 内では、イングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランドの3地域において固有の司法制度が存在している。イギリスの裁判所として、連合王国最高裁判所、控訴院、高等法院、刑事法院、県裁判所、治安判事裁判所が挙げられる。さらに特別裁判所として、検屍官裁判所、軍事裁判所、公正取引裁判所、教会裁判所等がある。

A. 連合王国最高裁判所 (Supreme Court of the United Kingdom)

連合王国最高裁判所は、2009年10月1日に設立されたイギリス初の最高裁判所である。貴族院の常任上訴貴族 (Lords of Appeal in Ordinary) の司法機能と枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) の機能の一部とを移管して設置されたのである。最高裁判所創設に伴い、従来の常任上訴貴族 12名が連合王国最高裁判所の初代判事となった。そして、今後新たに任用される全ての裁判官は、もはや貴族院議員になることなく、最高裁判所判事 (Justices of the Supreme Court) となる。新しい最高裁判所は、イングランドおよびウェールズ、北アイルランドにおける刑事訴訟および民事訴訟の終審裁判所である。ただし、スコットランドにおける刑事訴訟の終審裁判所は、これまで同様にスコットランド最高法院であるが、スコットランド民事控訴院からの上訴は連合王国最高裁判所が審理する。また新しい最高裁判所は、北アイルランド政府、スコットランド政府、ウェールズ議会政府と、連合王国政府との間の紛争も審理する。最高裁判所での裁判手続のほとんどが録画され、ときには放

映もされるようになった（現時点ではイギリス裁判所で唯一のこと）。

■ 貴族院（House of Lords）

最高裁判所ができるまでは、貴族院が司法権の頂点に立つ最高裁判所の役割も担ってきた。実質的には、貴族院議員のうち大法官（Lord Chancellor）、常任上訴貴族（Lords of Appeal in Ordinary）、司法高官職の経験を有する者が権限を行使してきた。しかし、2003年に大法官が管轄していた大法官府（Lord Chancellor's Department）が廃止され、憲法事務省（Department for Constitutional Affairs）が設置されたことに伴い、大法官は憲法事務大臣（Secretary of State for Constitutional Affairs）とも呼ばれるようになり、2007年5月9日より法務省（Ministry of Justice）・法務大臣（Secretary of State for Justice）に改称された。こうした変革の中で、英国史において国王に次いで長く続いた官職である大法官職はその歴史にピリオドを打ったのである。このように、上院議長・最高裁長官・国務大臣等を兼ねた官職であり、首相によって任命されてきた大法官という官職が廃止され、さらに常任上訴貴族が最高裁判事になったことにより、貴族院は最高裁判所としての地位を連合王国最高裁判所にバトンタッチしたわけである。

B. 控訴院（Court of Appeal）

ロンドンに1庁しかなく、民事部と刑事部で構成される。控訴院は、最高裁に次いで第2の上級裁判所である。民事部は記録長官（Master of the Rolls）が統括し、刑事部はイングランド・ウェールズ首席判事（Lord Chief Justice）が統括する。控訴院のその他の終身裁判官は、控訴院判事（Lords Justice of Appeal）と呼ばれる。民事部は、高等法院や県裁判所の民事事件判決に対する上訴を扱う。刑事部は、刑事法院や軍事裁判所の判決に対する上訴を扱う。上訴には、原裁判所又は控訴院の許可が必要となる。なお控訴院では、原則3人の判事で審理を行う。

C. 高等法院（High Court of Justice）

ロンドンに1庁置かれ、衡平法部（Chancery Division）、女王座部（Queen's Bench Division）、家事部（Family Division）の3つで構成される。第1に、衡平法部は、会社法および知的財産権法に関する事件等の第一審を管轄する。衡平法部の長は、2005年10月までは副大法官と呼ばれていたが、この肩書きは2005年憲法改革法によって、高等法院大法官（Chancellor of the High Court）へと変わった。第2に、女王座部（イギリス国王が女王の時は Queen's Bench、男王の時は King's Bench）は、契約違反事件、不法行為事件等の一般民事事件、商事および海事事件の第一審を管轄し、高等法院で扱う事件の約4分の3がここで処理されている。女王座部の長は2005年までは、イングランド・ウェールズ首席判事であったが、2005年憲法改革法によって女王座部長官（President of the Queen's Bench Division）という役職が新設された。第3に、家事部は家事事件の第一審を管轄し、家事部の長は家事部長官（President）である。民事事件について、県裁判所と競合的に第一審管轄権を有する。名誉毀損や行政事件については、高等法院が原則として専属管轄権を持つ。高等法院のほとんどの手続は単独の裁判官によって審理されるが、特に女王座部において、一定の種類の手

続は2名以上の裁判官から成る合議法廷（Divisional Court）に割り当てられる。

D. 刑事法院（Crown Court）

刑事法院は国王裁判所とも呼ばれる。刑事事件における上位の一審裁判所であるが、階層的には高等法院およびその合議法廷よりも下位に位置づけられている。刑事裁判所は多くの場所に設置されているが、個々が独立した組織なのではなく、全体として単一の裁判所とみなされる（有名な中央刑事裁判所も、現在は、刑事法院の一部となっており、ロンドンの主要な刑事裁判所の一つである）。刑事法院の判事は、高等法院判事、巡回判事（Circuit Judge）、市判事（Recorder）が担当する。犯罪の軽重によって担当する判事が異なるが、重大事件は高等法院判事が審理する。被告人が争った場合は陪審制により裁判を行い、被告人が有罪の答弁をした場合は陪審によることなく量刑手続に移行する。第一審事件は刑事法院の判事1人で審理するが、上訴事件は刑事法院の判事1人および通常2人の判事で構成する合議体で審理する。

E. 県裁判所（County Court）

民事事件と家事事件の第一審の管轄裁判所であり、単独法廷のみで審理される。原則として巡回判事が担当するが、少額事件は地方判事（District Judge）が担当する。民事訴訟については、高等法院および県裁判所が競合的管轄権を有するが、訴額が5万£以下の人身傷害に関する損害賠償請求事件については県裁判所が専属管轄権を有している。日本でも知財専門の裁判所があるが、イギリスでは1990年に特許侵害訴訟の第一審を取り扱う裁判所として、特許県裁判所（Patents County Court）が設立された。特許県裁判所は、ロンドンに1庁だけあり、その管轄権はイングランドおよびウェールズの全域に及び、特許侵害訴訟について高等法院の衡平法部と競合的に管轄権を有している。

F. 治安判事裁判所（Magistrates' Court）

刑事事件について、6ヶ月以下の懲役又は1,000£以下の罰金に相当する軽罪の略式犯罪（Summary Offences）の場合、簡易手続により終局判決が下される。重罪である正式起訴犯罪（Indictable Only Offences）の場合、刑事法院の審理に付すか否かの予備審問が行われる。中間的犯罪（Offences Triable Either Way）の場合は、手続の種類の決定手続が行われる。少年事件（17歳以下の者による犯罪）は、一般に簡易手続で審理する。14歳以上の者が法定刑として拘禁14年以上の罪を犯した場合、正式起訴手続に移行される。さらに、婚姻、養子縁組、子の監護に関する家事事件も取り扱うことができる。治安判事裁判所では原則として、法曹資格のない無給治安判事が通常3人の合議法廷で審理を行う。その際、無給治安判事を補佐する裁判所書記（法曹資格を有する Justices' Clerk）が置かれている。他方、ロンドン等の大都市では法曹資格を有する有給治安判事が単独法廷で審理を行う。

2. イギリスの裁判官・裁判所職員等

A. 裁判官

イギリスでは法曹一元が採用されており、裁判官は主として一定年数以上の経験を有する

弁護士から選任される。高等法院判事以上のランクと巡回判事以下のランクの裁判官とでは、その任用の仕方が基本的に異なっている。前者については招聘制が、後者については応募制が採られている。これまでには、高等法院判事および巡回判事レベルの裁判官には主としてバリスターが、地方判事レベルには主としてソリシターが任命されてきた。しかし現在は、巡回判事レベルにもソリシターが進出し、地方判事レベルにもバリスターが応募するようになってきている。巡回判事以下のランクの裁判官は、非常勤判事から常勤判事への任用が原則化されている。そして、常勤判事になるには、非常勤判事時代の活動状況や実績等が考慮される。判事の内訳をみると、最高裁判所判事、記録長官、イングランド・ウェールズ首席判事、控訴院判事、高等法院大法官、女王座部長官、家事部長官、高等法院判事、巡回判事、市判事、地方判事、有給治安判事、無給治安判事がある。

B. 裁判所職員等

(a) 裁判所職員の採用

日本と異なり、統一試験制度は存在しない。もちろん職種によっては学位が必要なこともある。特定の裁判所の部署で欠員が出た場合に、全国規模で裁判所運営を行う人事担当部署が公募を行った上で、当該裁判所に推薦する。当該裁判所は応募者の中から直接採用者を決める。

(b) 書記官

日本と異なり、書記官になるために特別な試験や資格は必要なく、公募により採用される。書記官は判事付書記官と裁判所付書記官とに分かれている。判事付書記官は、高等法院判事以上の判事に専属し、主に判事の期日管理を任せられる。これに対して、裁判所付書記官は、裁判所全体の事務や法廷における事務を担当する。

(c) 執行官

高等法院の民事判決の執行等を担当する者は、県ごとに任命される国の官吏であるシェリフ (Sheriff) である。しかし、地域の名士から選ばれるという名誉職的な性格が強く、実際に執行実務を担当しているのは副シェリフ (Under Sheriff) および執行官 (Sheriff's Officer) である。次に、県裁判所の執行官は国によって採用された公務員で、格別の資格等は要求されないが、多くは退役軍人又は警察官が任命されている。

3. イギリスの法曹養成制度

弁護士は、バリスター（法廷弁護士）とソリシター（事務弁護士）に分かれている。バリスターを教育し資格を与えるために、ロンドン中心部の王立裁判所 (Royal Courts of Justice) の近くに設置されたインズ・オブ・コート (Inns of Court / 法曹院) が4つあり、その始まりは14世紀といわれている。法曹院は、研修生およびバリスターに対する教育・研鑽活動を行っており、グレイ法曹院 (Gray's Inn)、リンカーン法曹院 (Lincoln's Inn)、ミドル・テンプル (Middle Temple)、インナー・テンプル (Inner Temple) の4つの法曹院はいずれも互いに独立し同等である。バリスターは4つの法曹院のいずれかに所属しなければならない。

バリスター全体の統括組織として、バー・カウンシル (General Council of the Bar) があり、バリスターの資格要件、養成制度等を定める権限を有している。他方、ソリシターの団体としてはロー・ソサイエティ (Law Society) があり、ソリシターの資格要件、養成手続その他ソリシターの活動について規則を定める権限を有している。

A. 法廷弁護士 (Barrister)

バリスターは、上位裁判所（最高裁、控訴院、高等法院、刑事法院）における法廷弁論権 (Right of Audience) を独占している。しかし、当事者から直接依頼を受けることが原則としてできないので、ソリシターから事件の依頼を受ける。ソリシターの法律相談に応じ、法廷で弁論することが主要職務であり、彼らは専門分野を持っている。バリスターの資格を取得するには、学識課程、専門的職業課程、実務研修を経なければならない。バリスターは、ジュニア・バリスター（普通弁護士：Junior Barrister）とクイーンズ・カウンセル（勅選弁護士：Queen's Counsel）に分類される。2009年12月現在、独立開業しているバリスターの数は12,241人で、うち約10%は勅選弁護士である。企業内弁護士 (In-house Counsel) として企業法務部、地方政府・中央政府・学術機関に雇用されているバリスターも多い（約2,800人）。勅選弁護士は、10年以上のキャリアのあるジュニア・バリスターの中から、大法官の助言に基づいて女王陛下によって任命される。勅選弁護士は、通常は助言および難事件を扱う。

(a) 学識課程

バリスターになるには、まず法学部の学位を取得する必要があり、法学部以外の学位の場合は1年の転換コース (Common Professional Examination : CPE) を修了する必要がある。

(b) 専門的職業課程

その後、法曹院に入学する。法曹院での職業訓練コース (Bar Vocational Course : BVC) を修了しなければならないが、フルタイムで1年間、パートタイムで2年間を要する。BVCにおいては、当事者との面接、弁論、和解、意見書の作成等の研修が大部分を占める。研修生は、BVC課程が始まるころには、インズ・オブ・コートのうち1校から許可を受け、また、資格取得のためのセッション (Quantifying Session) にも参加を義務付けられる。

(c) 実務研修

法曹院からバリスターの資格を授与された後も、独立して実務を行えるようになるには12ヶ月のピューピリッジ (Pupillage) とよばれる実習期間を経なくてはならない。修習の前半6ヶ月は先輩実務家であるピューピル・マスター（6年以上の経験者）の後を付いて回り、後半6か月間は法廷実務を修得する。この実習期間を無事終えると、多くのバリスターが、建物や事務員の経費を共同負担する事務所 (Chamber) に入るが、個人で開業する者もいる。

B. 事務弁護士 (Solicitor)

ソリシターは、当事者から直接法律相談を受け、クライアントの依頼に基づき契約書を作成するなどの法律事務をこなす。訴訟案件については、証拠収集、争点整理手続、弁論等の準備もこなすが、法律構成や法廷弁論等はバリスターに委ねる。注意しなければならないのは、バリスターと独立かつ対等の立場にあり、上下関係は存在しないということである。ソリシ

ターになるための研修と資格授与は、ソリシター規制委員会が管轄する。ソリシターの資格を取得するには、学識課程、法律実務コースの修了、実務研修を経なければならない。2009年7月現在、開業証書(Practicing Certificate)を保有するソリシターの数は11万5,475人である。

(a) 学識課程

ソリシターになろうとする者は、まず法学の学位を取得するか、他の学位からの転換コースを修了しなければならない。この点はバリスターと同じである。

(b) 法律実務コース

ロー・ソサエティーに研修生として登録し、法律単科教育機関や総合大学等の機関で実施される1年間の法律実務コース(Legal Practice Course:LPC)を修了しなければならない。同コースにおいては、理論と実務の精通や職業倫理に重点が置かれている。

(c) 実務研修

さらに研修生は通常2年の実習を受けなくてはならない。研修生はソリシター事務所と2年間の実習生契約(Training Contract)を結び、実務における研鑽を積むことが要求される。実務研修が修了すると、ソリシターの資格を取得できる。ただし、最低3年間の実務経験の後に初めて単独で実務を行うことができる。

4. イギリスの民事裁判手続とADR

A. 民事裁判手続

(a) 民事訴訟手続

イギリス民事訴訟手続においては、従来、当事者主義が強調されてきた。訴えの提起後、当事者が争点整理・証拠収集等の準備をし、次いで法廷における正式審理(トライアル)が集中的に開かれた後、判決が下される。判事による口頭の集中審理主義をベースに、当事者に周到な準備をさせるのがイギリス流である。当事者の準備を容易にする制度としてプレーディング(主張交換手続)、ディスカバリー(開示手続。プレーディングで争点になった関連文書について相手方に閲覧の機会を与える)等があり、当事者は必要に応じてマスター(補助判事)の判断を求める。イギリスではトライアル前の準備段階で9割以上の事案で和解等によって手続きが終了している。さらに、1999年4月に施行された民事訴訟規則(Civil Procedure Rules)により、判事による積極的な事件管理制度が導入された。判事は裁量により請求額に応じて、少額訴訟(訴額5,000£以下)、ファースト・トラック(訴額1万5,000£以下)、マルチ・トラック(訴額1万5,000£超又は、複雑な案件)の3つに振り分けた上、事件類型に応じて事件管理されることになった。

(b) 和解

ペイメント・イン(Payment In)制度によって、実効性のある和解による紛争解決がなされている。損害賠償請求訴訟や、金銭債務の支払請求訴訟では、被告は、いつでも、裁判所の許可を得ることなく、請求金額の全額又は一部の金額を裁判所に預託して、原告にその受

領を催告することができるというのがペイメント・イン・システムのメリットである。また、訴えの提起からセット・ダウン(トライアル申込手続)までの間のみならず、セット・ダウンの後も、弁護士による和解交渉が引き続き行われており、これはセトルメント(Settlement)と呼ばれ、効果を挙げている。

B. 裁判外紛争解決制度(ADR)

(a) 仲裁(Arbitration)

仲裁はADRの主軸となるものの1つであるが、紛争が生じた場合は仲裁人の判断に任せることで当事者間に合意があり、仲裁機関の選択および自己の権利を処分する権限に関する合意が当事者間でなされている場合、仲裁手続が有効である。海運業、建築および工学関係等、専門的知見を要する事件において有効である。

(b) 調停(Mediation)

中立的な第三者が間にあって当事者間の紛争解決に向けてWin-Winの解決を目指す制度である。イギリスには、Center for Dispute Resolution(CEDR)等、民間の調停機関がいくつかある。CEDRは、「国内および国際的紛争におけるより良い商事問題の解決法を確立するための代替的紛争解決手続の利用」を目的として、1990年に設立された。

(c) 小公判(Mini-trial)

代理人弁護士が各当事者の主張書面を作成し、重要書類を証拠として提出するとともに、証人あるいは専門家を召喚する。証拠調べ終了後、当事者間の和解交渉が行われるが、和解決裂の場合、中立的第三者である裁判者が公判になった場合の結果の見通しについて意見を述べる。

(d) その他

斡旋(Conciliation)、中立的事実認定(Neutral Fact Finding)、非拘束的仲裁(Non-binding Arbitration)、調停的仲裁(Med-arb)などがあるが、ミー・ダブ(調停的仲裁)は、まず調停が行われ、それが不調に終わった場合に仲裁手続が開始されるものであり、ハイブリッド型のADRである。

III イギリスにおける保守的態度

第II章においては、イギリスにおける裁判等の制度改革すなわち進歩主義の側面について見てきたが、第III章においては、イギリスがCISGに加入しないという保守的側面からイギリスの法事情を見ていきたい。EUに属する先進国イギリスがまだCISGに加盟しない理由はいくつか考えられるが、信義則(Good Faith)の持つ曖昧さがその原因の一つであるといわれている。本稿においては、①Nathalie Hofmann、②Sally Moss、③Angelo Forteの3者の見解を軸にして考察していきたい。

1. Nathalie Hofmannの見解[1]

Hofmannは、Oxford大学のBarry Nicholas教授が分析した“Policy of Wait and See”(焦

らずに成り行きを見る政策) を紹介しているが、イギリスが CISG を批准しない根底には一体何があるのだろうか。

A. イギリスが採択した “Wrong” International Sales Laws

Hofmann は、ハーグ統一売買法条約のことを “Wrong” International Sales Laws と評している。同条約は有体動産の国際的売買に関する条約 (Convention Relating to a Uniform Law on the International Sale of Goods ; ULIS) と、有体動産の国際的売買契約の成立に関する条約 (Convention Relating to a Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods ; ULFIS) の両条約の総称である。しかし、9ヶ国だけによって施行された (ベルギー、ガンビア、ドイツ、イスラエル、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、サンマリノとイギリス)。ハーグ統一売買法条約は、理論的側面を過度に重視し、構成が複雑であり、内容が明晰判明ではなく、大陸法中心、英米法と親和性が低い、多様な法体系や経済体制に基づく国際取引実務の実情が十分に反映されていないといった理由から、Hofmann は “Wrong” と酷評している [2]。

B. イギリスは CISG を採択しない理由

(a) CISG 7 条と法解釈：文理解釈 vs. 合目的的解釈 [3]

伝統的なイギリスの法令解釈として、以下の 3 つがあげられる。

- ①文理律 (Literal Rule) : 文言には通常で自然な意味を付与しなければならない。
- ②黄金律 (Golden Rule) : ①では曖昧で不合理な結果になる場合、通常の意味からの逸脱を許可する。
- ③弊害排除律 (Mischief Rule) : 弊害排除律は、立法者の意図を発見するために裁判官が制定法上の解釈に適用することができる特定の準則である。イギリスで 16 世紀の判例から始まって、その主な狙いは法の文脈の範囲内で、当該制定法の「弊害と欠陥」を排除することにある。

英米法を例にとっても、文理律、黄金律、弊害排除律といった解釈の一般準則の意味、優先順位は歴史的に変遷をとどっている。これらの準則が多少の柔軟性を考慮に入れるとはいえ、実務において特に裁判官が彼らの好む準則を優先的に選ぶかもしれないし、これら 3 つすべての準則を適用するかもしれない。これらの準則は、しばしば制限的な方法で適用されてきた。

Hofmann によれば、制定法上の解釈と信義則に関する CISG 第 7 条に見られるような条約のいくつかの規定の曖昧さが、イギリスが CISG を批准しない理由だと考えられている。CISG の下で判決された事案の多さと対照的に、これらの規定に関連してイギリス判例法がほとんど取り上げていないことから考えると、イギリス人弁護士はイギリスの裁判所がどのようにそれを適用して、解釈するかを知らないで条約を支持することに用心深くなっていると分析している。

(b) 法解釈へのドイツ的アプローチ [4]

一般に、ドイツ法の下では、法令を解釈するとき、裁判所が文言、判決文の構造、立法経緯、および法的準則がどういった系統的な文脈で用いられるのかを考慮に入れる。CISG の規定を解釈することになると、ドイツの裁判官も、国際的な学術書だけでなく CISG 条項の立法経緯も考慮に入れることになるであろう。サヴィニーの 1809 年の『法学方法論』が解釈を論理的・文法的・歴史的・体系的の四つの要素からなるものとし、かつ「四つの解釈ではなくて、つねにこの四つの要素より成る一つの解釈があるのみ。だが、個々の場合に一つの要素が支配的であることがあり、とくに難しく重要であることがある」と明言していることに留意しなければならない [5]。

ドイツはイギリスとは逆に、スムーズに CISG を批准したので、制定法上の解釈と信義則に関するドイツの考え方は解決に手掛かりをもたらすかもしれない。控えめに言っても、ドイツのアプローチを調べることは、ヨーロッパ契約法のハーモナイゼーション化に向けいくつかの障壁に光を投げ掛けるかもしれない。

(c) イギリス法において信義則は存在するか [6]

イギリス法に信義則のような一般的な原則は確立されていないといわれている。しかし、常にそうであったというわけではない。1766 年に、マンスフィールド卿は「すべての契約と取引に適用される指導原理」としての信義則について検討した。さらに、イギリス法は信義則という一般原理を承認しないかもしれないが、公正 (Fairness) や合理性 (Reasonableness) などの同等の原理は様々な状況において考慮されている。現に契約を解釈する際に、イギリスの裁判官は妥当な結果を導くために、黙示の条項を公正に基づき含めている。

C. 國際的な売買法のハーモナイゼーション [7]

以上からわかるように、Hofmann は信義則の曖昧さがイギリスで CISG を批准することに消極的である有力な理由の一つと考えている。国際的な売買法のハーモナイゼーションは主に CISG のおかげであり、それは今日、国際的な契約法の統一のプロセスで最も成功して注目すべき結果である。それは世界的に受け入れられて、大部分の主要貿易国を含む 72 の国家によって採択された。しかし、イギリスによる CISG の非批准は EU に大きな影を落としているのが現実である。

(a) コモンロー発祥地 (Cradle of Common Law) としてのイギリス

Diplock 卿 (Fothergill v. Monarch Airlines 判決における判事の一人) は、条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of the Treaties (VC) ; 1980) の諸規定が既存の国際公法の成文化に貢献していると認めた。イギリスの裁判所は条約法に関するウィーン条約の規則に従う準備ができている。イギリスの裁判所は彼ら自身の制定法解釈方法を持っているが、また、それらは国際的な法律学に反する結果にならないよう他の法域の裁判実務を見る準備もできている。イギリスが CISG を批准するなら、イギリスの裁判所による法的判断は非常に貴重になるかもしれない。なぜなら特にオーストラリア、ニュージーランド、合衆国などの他のコモンロー国家が、「コモンローの発祥地 (Cradle of Common Law)」としてのイギリスからの新たな先例を受けて、進んで CISG を適用するかもしれないからである。

(b) 筆者のコメント

Hofmann が考えるよう、契約法のハーモナイゼーションから予想される最も大きな困難は、法的明瞭性と解決の柔軟性の間に均衡点を見つけることである。信義則には、この困難を解決するメリットがある。特にドイツ法系の弁護士が信義則になじみ深く、オープンである一方、コモンロー系の弁護士（特にイギリスの弁護士）は、曖昧な信義則規定よりも明確なルールを好む傾向がある。今回紹介できなかつた資料を見ると、イギリスは、契約法に関しては、統一性よりも多様性を重視している。そしてイギリス法は、一般原則としての信義則を持たないことにより、国際取引紛争に確実性と一貫性をもたらしていると考えているようと思える。

2. Sally Moss の見解 [8]

A. CISG 批准の優先度 [9]

Moss 弁護士によれば、イギリスが CISG に加盟しない理由は、CISG の批准が立法上の優先事項とみなさなれないからだとされる。すなわち、雇用、民間パートナーシップ、エネルギー、および会社法などの諸問題に優先すると考えられていないとされる。さらに、イギリスが CISG を批准しないことがイギリス経済に悪影響を及ぼしておらず、むしろ良い影響を及ぼしていると見ていく。

(a) CISG 批准への関心の低さ

1989 年に Moss 等は、1,500 通のドキュメントを発行して、55 の応答だけを受けた（賛成 28、反対 17、中立 10）。1997 年に Moss 等は、450 通のドキュメントを発行して、36 の回答を受け取った（賛成 26、反対 7、中立 3）。Moss 等に返って来たわずかな応答から際立つているのは、いくつかの非常に大きくて有力な機構が批准に反対していたということである。1989 年の CISG 批准反対リストには、インペリアル・ケミカル・インダストリーズ、BP（イギリス石油会社）、シェル、CBI と商事法廷委員会が載っていた。1997 年の CISG 批准反対リストには、BP（イギリス石油会社）、イギリスとウェールズの事務弁護士会、および商事弁護士会が載っていた。これに対して、CISG 批准賛成リストには、ブリティッシュ・テレコム、英國航空、イギリスとウェールズの法委員会、およびブリティッシュガスが載っていた。

B. 2つのミーティングで出された意見 [10]

Moss 等は、以下の 2 つのミーティングで出された意見から、イギリスが CISG 批准に消極的な理由を探ろうと試みている。

(a) 業界とのミーティングでの意見

業界から出された意見をまとめると、以下になる。

- ① 「それが壊れていなければ、それを修理しようとしてはいけない」という Policy
- ② CISG は弁護士には朗報であるが、クライアントにとっては、悪いニュースである。
- ③ イギリスによる CISG 批准の実現までには、より多くの論争を要するという意見。
- ④ CISG の批准により、ロンドンが国際仲裁と訴訟におけるその競争力を失うことへの危険。

(b) 仲裁者とアカデミー会員とのミーティングでの意見

- ① イギリスが CISG を採択しない場合、訴訟と仲裁のためのフォーラムとしてロンドンシティーに悪影響を与えるかもしれない。
- ② 政治上の利益は、国際貿易法のイニシアチブに否定的な理解を退ける。
- ③ CISG を採択しなくとも、イギリスの会社は完全にそれを無視できない。会社が CISG を採択した国との間で契約を交わしているなら、相手国企業は CISG 適用を強く求めるだろう。

以上の 2 つのミーティングは、Moss 等の分析に役立つたが、サンプル数が少なかったとして、Moss 弁護士等は、CISG で本当に影響を受けた代表者の意見を受け取っていないかったという感じをもっていたのである。この点 Moss 等の調査が、サンプル数や、真に CISG の影響を受けて、意見を聞くべき団体や組織からのものであれば、より信頼性の高い結論が出せたように思える。

3. Angelo Forte の見解 [11]

A. イデオロギーの相違 [12]

Forte は、スコットランドが、イギリスによる CISG 等の国連条約批准に関心を示していくことに着目している。スコットランド法に、最良の国際法的開発に受容的な伝統があれば、事態は違っていたかもしれないが、現実にはスコットランドは、国連条約を批准できないというのが実情である。

B. イギリスの法：利己心とパラノイア [13]

Forte は、イギリス法は世界ブランドとしての知名度があり、その地位を脅かす恐れのあるものに対しては、慎重にならざるを得ないと分析している。すなわち、契約の準拠法としてイギリス法がその準拠法としての地位を失うことへの恐れが、イギリスの CISG 批准の遅れへと繋がっていると見ているのである。

C. 不統一な王国 [14]

ただ、現代イギリスの CISG 批准への態度は異なっていると Forte は見ている。一部のイギリス人の中には「自分たち自身の優れた国内法のいっそうの浸食」として、CISG 批判の特徴である「降伏しない」態度に完全に賛成する人もいる反面、渋々承認するものもいると見ている。CISG への反感と無関心の致命的な組み合わせが、イギリス法曹が活発に変化を迫るまで政府は何もしないようにさせていると Forte は分析している。スコットランドと異なり、イギリスは CISG を受け入れることができる。CISG に関してはスコットランドではまだまだ受け入れ態勢はない。こうした意味で、イギリス連合王国は CISG に関しては不統一な王国である。

IV まとめ

以上からわかるように、イギリスは最高裁を設置するなど革新的な側面を持つ反面、CISG

の批准を巡って保守的は態度をとつており、まさに、革新と保守の狭間で揺れ動いていることがわかった。英米法や大陸法といった法系を異にする多くの国が加盟する条約において、各国の法体系下での概念に基づく解釈を排斥して、統一的解釈を維持するために、CISGはこれからますますその重要性を増していくことだろう。イギリスが今後、どのような行動をとるのか注意深く見守っていきたい。

注

- [1] Nathalie Hofmann, "Interpretation Rules and Good Faith as Obstacles to the UK's Ratification of the CISG and to the Harmonization of Contract Law in Europe,"²² *Pace International Law Review* (2010) pp.145-181.
- [2] *Ibid.*, pp.149-151.
- [3] *Ibid.*, pp.154-159.
- [4] *Ibid.*, pp.155-156.
- [5] 大河純夫「私法の解釈方法をめぐって」立命館法学 1996 年 5 号 (249 号) から引用。
- [6] Hofman, *op. cit.*, pp.162-165.
- [7] *Ibid.*, pp.168-170.
- [8] Sally Moss, "Why the United Kingdom Has Not Ratified the CISG,"²⁵ *Journal of Law and Commerce* (2005) pp.483-485.
- [9] *Ibid.*, p.483.
- [10] *Ibid.*, pp.483-485.
- [11] Angelo Forte, "The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods: Reason or Unreason in the United Kingdom,"²⁶ *University of Baltimore Law Review* (1997) pp.51-66.
- [12] *Ibid.*, pp.54-57.
- [13] *Ibid.*, pp.57-64.
- [14] *Ibid.*, pp.65-66.

参考・引用文献

- 曾野和明・山手正史『国際売買法』〔資料編〕〔現代法律学全集 60〕(青林書院、1993)
- 加賀山茂教授の仮想法科大学院 (<http://lawschool.jp/kagayama/>) を参照。
- 耳野健二『サヴィニーの法思考—ドイツ近代法学における体系の概念』(未来社、1998)
- サヴィニー著(服部栄三訳)『法学方法論』〔原典法学叢書〕(日本評論新社、1958)